

告示

埼玉県教委告示第六号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第五条第一項の規定により、埼玉県指定有形文化財として次のとおり指定する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称及び員数	所在地	所有者
工芸品	黒地小花模様小紋帷子 一領	埼玉県川越市小仙 波町一丁目二十番 地一号	喜多院 宗教法人
工芸品	白綾地松竹鶴亀宝尽模様産衣 一領	埼玉県川越市小仙 波町一丁目二十番 地一号	喜多院 宗教法人
考古資料	午王山遺跡出土品 百二十一点	埼玉県和光市諏訪 三番地二十	和光市